

No.	説明会	関連施策	項目	質問	回答
1	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル評価の視点	技術提案部分についてスクリプトをつけることが制度改定の一つの目的と理解しています。技術提案部分の評価をどのように改善するか、特に協力準備調査などは技術的・工学的な提案が適切に評価されるような運用改善がなされることを期待しています。この点への対応は如何でしょうか？	ご指摘いただいたような点を強化しようとして、評価項目が細分化されて評価への反映が薄かった点を、項目の統合整理により見直しを図りました。事業部の評価者の理解・マインドセットの改善に向け働きかけを行うとともに、調達・派遣業務部での評価時の確認を行い、引き続き向上を図ってまいりたいと考えております。
2	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル等の標準評価観点	現在プレス公示されている案件はいずれも10月以降公示予定ですが、業務主任者以外の担当業務も評価対象となっているものもございます。これらの案件は必ずしも新しい評価制度が適用されるという訳ではないのでしょうか？	公示の観点で新制度対応となります。プレス公示については、本日(9月29日)の外部向け説明後に、新制度対応で提示させていただきます。なお、プレス公示は暫定的なものであり、正式には公示段階で提示させていただいている内容が正となります。
3	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務の実施方針、実施方法	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)コンサルタント等契約における評価の方法、業務実施上の条件の提示の見直し 従来型企画競争案件(実費精算契約)、QCBS、一般競争入札すべて (ただし、変更後の評価項目(P15)の2、(2)の要員計画/作業計画についてはQCBSと一般競争入札は「要員計画」無し)	ご理解の通りです。
4	2023年9月29日説明会	格付認定・格付基準	業務従事予定者の経験・能力	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (1)業務従事者の格付認定の方法及び格付基準の変更 QCBSと一般競争入札は格付付の確保が無いので適用外	ご理解の通りです。
5	2023年9月29日説明会	QCBSランサム化	ランサム契約における契約管理	適用範囲は以下の理解でよいでしょうか。 (3)コンサルタント等契約におけるQCBS方式のランサム化 うち、1～6(スライド32～36)「QCBS方式」 うち、7と8、(スライド38～42) 全案件	ご理解の通りです。
6	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	業務従事予定者の格付認定	業務従事者の格付付の相違書類について、給与明細を企画提案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問がおります。なにか他の提出方法を検討されませんか？	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形と、受け取り方を工夫させていただきます。
7	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	契約内容の変更と権限	以下について、相談はするが打合せ簿の日付以降有効、という運用はなく、あくまで相談という理解でよいでしょうか。 ・業務主任者、副業務主任者の人月変更 ・大費目間の流用(報酬と直接経費)	ご理解のとおりです。 業務従事者の配置は受注者の裁量としますが、監査職員も裁量の乱用がないか監視していますので、事前に報告していただくことで、両者の意思疎通を円滑にするとの趣旨です。
8	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	スライド19「これまでの語学資格、もしくは留学経験に加えて、評価対象語学での業務経験が3件以上あれば60点とす」という記載の、60点とするの意味は60点以上という理解でよいのでしょうか？	ご理解の通りです。
9	2023年9月29日説明会	QCBSランサム化	ランサム契約における契約交渉	スライド33「QCBSにおけるランサム契約の概要」にて、契約交渉を行わないことと説明がございましたが、これは契約締結直前の「所置先」は雇用されている会社でよいのか、スライド記載の例の場合、口には別会社である新借プランニングの社員で、機密設計の補強として参加しているということでしょうか？	ご理解の通りです。金額に含まれる業務の内容や支払計画については契約交渉にて確認致します。
10	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理ガイドライン	スライド66「為替変動や航空費の価格上昇による影響」について、航空費や為替変動についてギリギリのところまで活用して手当て可能としている、複数回の最終選抜などで増加することもあり得ると思いますが、契約終了段階でのお願いは対応いただけないのでしょうか？	ケースによります。前日に状況をご連絡、ご相談いただき、対応について合意形成していただくこととなります。
11	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理手続(実費精算契約)	スライド60「契約管理手続(新規配置の業務従事者の報告/確認)」/契約管理ガイドライン26ページの名称について質問です。 補償費用(所置先)は雇用されている会社でよいのか、スライド記載の例の場合、口には別会社である新借プランニングの社員で、機密設計の補強として参加しているということでしょうか？	ご理解の通りです。
12	2023年9月29日説明会	QCBSランサム化	ランサム契約における実費精算	スライド66「為替変動や航空費の価格上昇による影響」について、QCBS案件では航空費は原則合算準備ですが、価格の上昇により合算準備を超過した場合は実費精算として費用別流用対応ということでしょうか？	スライド66は従来型企画競争についての説明となり、合算準備を用いているQCBSに適用されるものではございません。
13	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル評価の視点	スライド18、業務実施上の提示条件の見直しに際し、変更後の提示内容に、①上限額(想定額)の提示、②業務量の目途(総人月)、③選抜回数等の目途、④業務主任者/〇〇(こちらからの分野の提示は行わない)、と記載がありますが、①に際し、評価対象者(業務主任者/副主任者)の考慮が含まれるという理解でよいのでしょうか？	ご理解の通りです。 評価対象者についてはこちらでの想定付けも提示致します。
14	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	2023年10月以前の公示案件に適用する場合の留意事項	スライド69「2023年9月30日以前の公示案件は、2023年11月から適用する」とありますので、2023年10月頃に打合せ簿を取り交わす場合は、従来通り紙+押印での取り交わしによるという理解でしょうか？	11月1日以降から、新制度の適用でご理解をお願いいたします。
15	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	旅費(航空費)	航空費の価格上昇について、契約金額の上限内で調整する事が原則という事ですが、単独案件など、費用別流用による経費の限られている場合もやむを得ず航空費が上昇したという理由で契約金額を超過して精算確定せず、監査職員に相談し、3者打合せ簿、変更契約の対象となりますでしょうか？	ご理解の通りです。10月以降の公示案件では契約金額を超過して航空費の支払いを可とするという条項は削除します。なお、従来契約にて契約済みの案件についてはこの限りはありません。
16	2023年9月29日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	スライド19に際し、語学評価は評価対象語学での業務経験が3件あれば語学点の60%と理解しました。3件については(英語など)特別に指定することはなく、3者の業務経験から読み取っていただけたことよろしいでしょうか？	プロポーザル作成ガイドラインについて、評価対象業務従事者経歴書の改訂もしております。この様式の外国語の欄に業務経験を記載いただき、それを確認させていただきます。改訂の様式は、10月4日までにウェブサイトに掲載いたします。(以下にて掲載URL) https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html
17	2023年9月29日説明会	調達改革	調達・派遣改革	スライド3の「共創」と「革新」や、スライド4の「開発インパクトを意識した案件管理」で記載されている内容は、事業開始前から定まる内容ではなく、実施しながらわかることと多岐にわたります。 さらなる多岐にわたる内容、項目に関して、実施中の案件に関して、延長方向に関する方針を調達・派遣業務部から発信頂けると、大競争時代においてJICA事業の重要性が相手国から、より高く評価されると思います。	ご意見ありがとうございます。JICA事業部門における価値創造時間の活用についてのコメントも受け取りました。いただいた意見はJICA内でも共有いたします。
18	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	旅費(航空費)	スライド71の1、契約管理ガイドライン改正に伴う変更のうち、航空費の実費精算について「安価」を理由としたビジネスクラスの利用が削除されておりますが、単体内でエコノミークラスよりプレミアムエコノミーの方が安価だった場合は利用不可でしょうか？	利用可能です。 最初に設定したエコノミーの単価よりも低い場合には、搭乗クラスは問いません。
19	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	ランサム契約における契約管理(機材調達、再委託)	機材調達及び再委託についても、ランサムの場合には選定記録等の報告は不要との理解でよいでしょうか？	定額計上した場合に、選定記録を含めて打合せ簿が必要となります。 選定時に定額計上ではなく、価格競争を行っている場合は選定記録等の打合せ簿は不要です。
20	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	適用範囲	継続契約に係る適用は全案件という理解でよいのでしょうか？ 継続契約をランサムに移行する場合の打合せ簿の様式は従来型と理解しましたが、共有方法はどのようにされますでしょうか？	継続契約のランサム化についてはQCBS方式と総合評価簿方式が対象となりますので、従来型企画競争の契約については継続契約にもランサム契約とは致しません。
21	2023年9月29日説明会	相談窓口の設置	プロポーザル等の標準評価観点	上限額の提示について、公示案に基づいた人月・旅費で計画すると公示に記載の上限額を大幅に超えるということがあります。上限額の発注者側の算出・設定についても、10月以降の相談窓口でお伺いすることは可能でしょうか？	相談窓口では、このような内容は対象外となります。公示時の質問にてご質問ください。
22	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	国内業務費	本邦技術研修の別契約について、既に業務実施契約締結後、研修の別契約は未締結の場合は、本邦研修の契約日はいつになりますか？	契約書について、更新したひな形を今後ウェブサイトに掲載します。それ以降の早い段階で定額計上で契約をし、その後の詳細が決まった時点で打合せ簿を提出して金額を認め、その金額が定額計上で締結した契約の範囲内であれば、打合せ簿の金額でランサム契約として精算する、という流れを進めていただければ幸いです。
24	2023年9月29日説明会	契約管理ガイドライン	旅費(航空費)	航空費(実費精算)について質問いたします。 契約航空費単体内であれば購入クラスは問題視しないということですが、現在動いている案件では、10月1日以降の渡航から対象との理解でよいのでしょうか？	11月1日以降の渡航から適用となります。
25	2023年9月29日説明会	調達改革	調達・派遣改革	意識を高め、改革の推進を行っていく必要があるとは考えているが、JICAの事業部とは意識の差があるように感じている。事業部の意識の徹底に関するスケジュールはどのような状況でしょうか。既に始まれていると理解していますが、現状でどこまで浸透しているのか、教えていただけますか？	計画課長や部長会等の様々な階層に向けて、制度改革の趣旨やそのポイントについて説明をしてきておりますが、確かに事業部門のマインドセットが必要不可欠な部分ですので、これから内部向けに定期的に説明会を開催し、この部分について事業部門でもしっかりと新しい制度についての意識形成を図ります。 実際の運用にて、新制度に関して、(受注者側と)JICA事業部門との間で認識の齟齬があった場合には、調達・派遣業務部にお伝えいただければ、事業部門に改めて働きかける等、検討いたします。
26	2023年9月29日説明会	経理処理ガイドライン	精算手続	精算関係のクラウド化については、早急に始めていただけたことと大変ありがたいと考えております。	一時期検討しておりました。精算システムの構築は、これまでの精算自動化による効果および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないこととさせていただきます。
27	2023年9月29日説明会	調達改革	調達・派遣改革	今後の制度改革は、受注者にとっても大きな変更で影響があるもの、企業経営に直結するもので、場合によっては死活問題になると思っています。制度変更も説明会で認識している方も多岐にわたります。スケジュールあたりではなく、もう少し丁寧に行っていたらいいかなと思います。 加えて、JICAの事業部の方々も自身の担当プロジェクトをマネジメントしている中で、さらにこの制度変更を理解し、実施するのは負担であると思います。 2022年も同様のことをお伝えし、今度もあるので、3回も同じようなことを繰り返さないよう、丁寧に、慎重に制度変更を進めていただければと思います。	趣旨はご理解いただいたということで、感謝しております。 この改革は、新しい時代に向け、新しい時代に向けて諦めてよい事業をしていくための制度改革だと思っています。皆さまも前向きに受け取っていただき、利益を上げる、質の良い事業をするために活用いただければと思います。 また、導入後に種々の課題も出てくると思いますが、質問回答のプロセスや、相談窓口、契約一課、調達・派遣業務部へ直接ご相談いただければ幸いです。 契約にコミュニケーションを取らせていただきながら、双方で良い制度にしていければと思いますので、ぜひともご理解いただき、ご協力いただければと思います。
28	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	適用範囲	現在実施中の案件について、本ガイドラインの適用開始は11月からと認識しておりますが、打合せ簿や月報のフォーマットなど、11月から全案件一斉に変更する必要がありますでしょうか。担当職員との相談により順次切り替えという形も問題ないか確認させていただきます。	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットの適用をお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては従来のフォーマットでも可とさせていただきます。
29	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	コンサルタント業務従事月報(月報)の様式	現行の案件については、10月未だはバーチャートを作成し、11月より新ガイドラインを用いてバーチャート不要という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。実費精算の場合は様式1-3を添付ください。
30	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	コンサルタント業務従事月報(月報)の様式	ランサムの場合は月報の添付中の従事計画/実績表は不要ということよろしいでしょうか？	様式1-4従続実績表を添付頂きます。
31	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理手続	スライド44 定額計上①について、契約交渉時に金額を確定できるのであればランサム方式に計上可。契約締結後であれば、実費精算、という理解でよいのでしょうか？	定額計上については、(実費精算方式の契約)業務実施中でも金額確定ができればランサムとすることが可能です。

No.	説明会	関連施策	項目	質問	回答
32	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理に関する文書	現行案件の契約では報告書等でプロジェクト事業完了報告書、技術協力作成資料の提出が終了時に求められています。この部分では何ら変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、変更ございません。
33	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理手続き	実施中に金額確定をした場合は、確定金額はランサム金額に追加、残額は実費分として残る、という理解でよろしいでしょうか。定額計上の残額を流用することになることがあると思っておりますので、その際の対応は打合せ簿になりますか？	ご理解の通りです。
34	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務実施契約(単独型)の扱い	単独型の業務実施契約に関しても本件での様々な変更(例:月報の様式)は適用されるのでしょうか？	単独型についてもいくつかの変更が生じます。現在、単独型の契約管理ガイドラインを改定中で、あらためて公開する予定です。
35	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務実施契約(単独型)の扱い	業務実施契約(単独型)についても、変更時期が明確になりましたら今回のような説明会を予定されていますでしょうか？	単独型については、書式の一部変更等軽微な変更のみを想定していますので、そのためだけの説明会の開催は予定していません。
36	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	コンサルタント業務従事月報(月報)の様式	合算単価契約の数量を現地総人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか？	現地総人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。
37	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	コンサルタント業務従事月報(月報)の様式	JICAのサイト(業務実施契約における契約管理ガイドライン)については、「事業管理を強化する目的で、従来の記載項目に加え当初計画との比較による作業項目の進捗状況や業務遂行上の懸念事項・提案等を項目に追加と記載されています。ここで書かれている「項目に追加」とは、どこに追加されているのでしょうか？	ガイドライン本文では、記載項目は特に定めのないもの記載内容に含めて頂きたい旨、記載しております。従来の契約管理ガイドラインでは特に記載内容については記載がありませんでしたが、新しいガイドラインではその旨を追加して記載しております。
38	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	打合簿の添付様式	業務従事者を新規に配置する場合、経理書をご確認されることとありますが、これまで業務従事者登録の打合せ簿に添付していた日様式(経歴を記載していた資料)を提出することは差し支えないのでしょうか？	差し支えございません。
39	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	適用範囲	実施中の実費精算案件(技術協力プロジェクトなど)についても、11月から費目間流用(例えば、一般業務費から報酬への流用)が受注者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 補注: 現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書形態を適用する案件についてはこの限りではありません(10月23日スライド74ご参照)
40	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務従事者予定者の格付認定	学卒年次による格付け確認の廃止は、新規公示は2023年10月以降の公示、実施中の案件(継続契約含む)は2023年10月以降に格付認定される業務従事者に適用され、2023年9月29日のご説明がありました。2023年9月20日公示案件の質問回答において、10月以降に確定する評価対象外役員については、学卒年次による格付け確認の廃止は適用しない、という回答がございました。 9月29日の説明会でご案内の方を正として理解してよろしいでしょうか？	10月以降に確定する業務従事者については学卒年次確認を行わず、ご理解いただければと思います。
41	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	様式の趣旨	旅費分打合せ簿は不要、精算時に報告書を出す事が求められていますが、精算報告書の様式に「他業務との航空券分打合せ簿」項目に「有り」の場合、打合せ簿を添付と記載されています。精算報告書の各種様式は今後修正、更新されるといふ事でしょうか？	様式に趣旨がある場合、今後、確認し、修正してまいります。
42	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務従事者予定者の格付認定	給与水準の直接確認による格付認定を行う場合について、残業代、賞与を考慮しない理由は何でしょうか？ 会計上、資料に基づいた項目にプラスして、残業代、賞与を含めたものを追加し件数を考えます。また、賞与は3ヶ月ではなく、賞与、残業代を含めた年ベースの支払い金額から月当たりの給与水準を算定するのが妥当と考えますが、3ヶ月とした理由は何かでしょうか？	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準拠しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1か月だけ単価が上がる、というような特殊事情に左右されないよう、半月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形にしました。
43	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理に関する文書	「現地セミナー等で適切な単価を設定する」確認書ですが、どのタイミングで取り交わすことが必要になりますでしょうか。確認書の日付以降の支出に限り精算対象になるのでしょうか？ 契約担当部長の印が必要とありますが、監督職員を過ぎず、直接契約担当者へ確認依頼をするということになりますでしょうか？	タイミングとしては事前確認が原則となります。適切な単価については業務の内容ではなく単価の妥当性を確認するのみです。監督職員の確認は不要、契約による確認と整理しました。提出先について、当面は監督職員を過ぎず直接契約にご提出ください。専門アドレスの設置等、変更がある際は様式等への追記等でご連絡ください。
44	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約内容の変更と権限	従来は備考に支出が契約額の2倍以上となった場合、その理由を、新たな細目を追加した場合もその理由を記載する事が求められていたと思いますが、先ほど共有いただいた事例(受注者の費目間流用にて対向のみ記載)を見ていると、今後はどちらとも必要ないという理解でよろしいでしょうか？ 格付表は備考の書きぶりや戻りが発生する事が多いので、この点確認させていただきたいです。	一般業務費支出実績総括表では、当該業務に関連した支出であるか否かの確認が主となりますので、当該業務に関連した支出であることがわかるように記載いただければ存じます。
45	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	契約管理手続き	旅費分打合せ簿は精算時の報告書の項目として、基本的に旅費分打合せ簿の内容については受注者の裁量となるという理解で正しいでしょうか(精算時に認められないケースもあつたのでしょうか)。	旅費の分担については、どちらの業務でどの経費を負担するかの確認でございまして、重複計上がなく、分担が明確になっていれば認められない、ということとさせていただきます。契約管理の手続きルールに沿ったものであれば、差し戻すことはありません。
46	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務実施契約(単独型)の扱い	単独型については、現在ガイドラインを改訂中のことですが、現時点では業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年12月)が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合せ簿を作成するという理解でよろしいでしょうか？	単独型の打合せ簿につきましては、ご理解の通りです。 単独型のガイドラインは11月上旬を目標に後継予定です。
47	2023年10月23日説明会	QCBSランサム化	実費精算契約とランサム契約	現在進行中のQCBS案件については、現地再委託費の費目間流用は対象外、企画競争案件については、現地再委託・航空費ともに対象外となる、という事でしょうか？	ご理解のとおりです。
48	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	旅費(航空費)	旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費用間流用の対象とするとご説明がございましたが、「契約金額を超えても精算可とする」か否かは契約書のどの条項に記載されていることが多いでしょうか？	契約約款に記載があります。今後契約金額を超える精算を不可とする契約は、契約書本紙にて該当する契約約款の条項を適用しい旨記載いたします。
49	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	適用範囲	スライド74にて「現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。なお、継続契約で改正後の契約書形態を適用する案件についてはこの限りではありません」との説明がございましたが、こちらに該当する案件の場合は、費目間流用対象外ということではなく、打合せ簿の取り交わしがなく費目間流用をすることが不可という理解でよろしいでしょうか。つまり、実施中案件で、契約金額を超えても精算可としている案件で、費目間流用したい場合は、これとされており、打合せ簿取り交わしより対応可能ということでしょうか？	ご理解の通りです。
50	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	一般業務費	経理処理ガイドライン17ページでは、特殊人費は、原則として実費精算であり、証書類として雇用契約書(又は契約書を代替する文書)が必要とあります。この証拠書類提出要件が、200万円未満では該当しない、ということでしょうか？	ご理解の通りです。
51	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	旅費(航空費)	旅費(航空費)の精算について、居住地(所在地)でない国から出発すること、経由地は契約で記載している経由地を越えて業務地に向かう場合、居住地でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、経由地から業務地までの航空費精算は可能でしょうか？	可能です。
52	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	本邦研修修の別契約について、既に業務実施契約締結済で、研修の別契約は未締結の場合の対応は、違やかに別契約締結をし、実施時に打合せ簿を締結する、という方式に変更になりますでしょうか？	締結済みの契約の本邦研修修契約については、従来通りの別契約締結でもよいですが、契約締結までの時間が非常に長くなるため、本邦研修修の別契約締結が多くなりますので、早めに別契約を締結し、内容・金額が固まった段階で打合せ簿を締結することをお勧めいたします。
53	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	スライド78、「本邦研修修修-指入について」別契約の締結を当初契約時に変更という点、実施中の案件に関して、すでに当初契約締結が済んでいますが、本邦研修修の別契約締結について、まだ未締結の案件はありますか。実際の研修2-3か月前でよいですか？あるいは新制度11月以降適用時に遅やかになりますか？	いずれでも結構ですが、本邦研修修契約については時間的に非常にタイトになって双方に負担がかかることが多くなっておりますので、新式(遅やかに契約を締結、内容・金額が固まった段階で打合せ簿を締結)とすることを勧めいたします。
54	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	記載内容	JICAの「業務実施契約における契約管理ガイドライン」のサイトに、下記のように記載されています。 (6) 各種様式の整備・廃止 3) 業務従事者に係る緊急連絡網 本ガイドラインで提供するのは、業務従事者に係る緊急連絡網も含めて、関連手続きのWEBサイトにリンクするよう変更。 →「関連手続きのWebサイトにリンクする」とはどういう内容でしょうか？	16頁2. 契約管理手続き(1) 旅費(航空費)等
55	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	旅費(航空費)	例えば、以下の文言がある場合は、契約金額を超えても精算可としているために、原則費目間流用の対象外という理解でよろしいでしょうか(契約約款抜粋) 発注者は各号に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる (1) 航空費の増額が生じた場合は、当該航空費の増額分の補填に必要な範囲	ご理解の通りです。
56	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	旅費(航空費)	「各フライトの単価を越えるクラスの乗車は不可」の意味についてももう少しお教えいただけますでしょうか。例えばC30万円、Y15万円が単価の案件で、Yで契約している従事者がCを利用する場合、15万円を超過しない範囲であれば、YからCに変更できるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
57	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	契約管理手続き(実費精算契約)	契約管理ガイドラインP24(0号打合せ簿)の数量の変更について、レベル感どのように想定していますか。記載にあるように、現地セミナーの人数、日数、回数は特記仕様書にも記載しますが、また変更が多いと思われるので、ここに記載するのは現実的ではないと考えています。	特記仕様書で特に指示している数量が該当まで。
58	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	ランサム契約における契約管理	変更契約(ランサム)について、変更契約の添、過去の従事実績や費目間流用は問わず、追加・変更になった部分だけ確認・計上することになると理解しましたが、契約金額精算内訳書は、どのように更新すれば良いですか。追加業務の場合は、原契約通りの内容に追加経費だけ計上すれば良いのですか。変更業務の場合は、関係する費目だけ計上するに示し、その他は従事実績や費目間流用があったとしても原契約のまま更新不要という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
59	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	研修の詳細が決まった時点で打合せ簿を取り交わし、金額を超える場合は変更契約を行うということですが、一つ業務が増えたように感じますが、本変更した月報「目的」をご指示いただけますでしょうか。また、その場合に契約期間はどうなるのか。今まで従事者(本邦研修修)は本邦研修修、来日日以降の作業は研修修契約に計上していましたが、月報の計上方法に変更はあるのでしょうか？	研修の詳細が決まってから契約締結を行うところ、非常にタイトなスケジュールでの契約締結事務手続きが発生し、発注者、受注者双方に大きな負担となりました。今回、それを改善するものです。 契約期間は、本邦研修修と同期間となります。 月報の計上方法に変更はありません。
60	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	コンサルタント業務従事月報(月報)の様式	月報の翌月の現地渡航予定について、「翌月」というのは、例えば2023年10月の提出時であれば2023年11月のことですか。「予定」なので、その後変更になる可能性もありますが、それは別途報告が必要でしょうか？	現地渡航については安全管理の観点から予定はお知らせいただければ存じます。
61	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	ランサム契約における契約管理	合算単価契約の数量を現地総人月に設定している案件については、月報で現地人月が確認できなくりますが、精算時どのように数量を確定するのでしょうか。契約約款の精算(ランサム)になりますか？	現地総人月は、旅費(その他)で日数確認が可能です。

No.	説明会	関連施策	項目	質問	回答
62	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	ランプサム契約における契約管理	現行のQCBSにて旅費(遠航費)は11月以降は帰国回数増加についても受注者数量に変更可能になりますでしょうか。	契約金額であれば11月以降は受注者数量となります(新ガイドライン適用)。
63	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	精算書類の提出	個人や専務、事務所借上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えても添付は不要となりますか？	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。
64	2023年10月23日説明会	一般	ウェブサイトへの掲載	かなり大きな変更があり、たいさん員間、回答があるが、後でまとめて公表が可能か、案件で問い合わせた際に異なる回答がされることや、問い合わせをして回答を得るのに時間を要することがある。検討をお願いしたい。	定期的に取りまとめてウェブサイトの決まったページに公開をしておく予定です。
65	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	契約管理手続き	スライド81、従来の企画競争の直接経費(定額計上)の精算に関し、定額計上した金額の範囲内で、双方の合意ができればランプサムというが、合意が取れなかった場合はどうなるのか？	金額の合意が取れない場合は実費精算となります(契約金額の範囲内の場合)。
66	2023年10月23日説明会	契約管理ガイドライン	業務従事予定者の格付認定	格付けの認定について 1)当該格付に相当する給与水準にあると判断される、という格付認定基準に関し、なぜ3か月、かつ賞与や残業代を含めずに給与水準を確認するのか。 経歴の浅いスタッフでは、過去の実績がないので、①過去にJICA事業で同等以上の格付けの実績がある、②経験・実績等から必要な技術水準にあると判断される、という方法では確認できないので、③給与水準を確認することとなると思われるため。	JICAのコンサルタントの直接人員費単価は、国交省の単価を準用しています。国交省では、定期的に調査を行っており、発表を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としています。また、1か月だけ格付が上がった、というような特務事情は左とされいよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形になりました。
67	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	本体契約と合わせて本邦研修の契約も契約し、詳細確定した段階で打合せ簿を交わすということがあるが、その後また新たに契約手続きが必要なのだろうか？	当初契約時に本体契約と本邦研修の2本の契約を締結します。この段階で研修の詳細は確定していないので、定額で契約締結を行い、その後、詳細が決定された時点で、打合簿を取り交わし、支払いは打合簿で確認した金額に行います。詳細が決まって打合簿を交わす段階で、当初契約の定額金額を超える場合には契約変更を行います。当初の金額内であれば、契約変更不要、打合簿の金額で支払いとなります。なお、研修の日程が決まった段階で契約締結手続を行う従来の流れでは、契約締結までのスケジュールが非常にタイトであったため、業務負荷平準化の意図で導入したものです。
68	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	本体契約の締結時点で、本邦研修の実施日程も確定していないと思いますが、本邦研修は、定額計上で規定された金額で、契約できるといえる理解で良いでしょうか？	ご理解の通りです。
69	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	本邦研修の契約の日付はどのようになるのでしょうか？	本体契約と同日で締結です。
70	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	国内業務費	本邦研修の契約書の様式はどのようなのか？	以下にて掲載済。 なお、この契約書では、契約金額内取書と日程は添付しない形となります。 https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html#a03
71	2023年10月23日説明会	経理処理ガイドライン	部分払いの進捗確認	ガイドラインA9ページの部分払いに関し、実施状況を確認する書類については、月報や進捗を報告させていただいているので、別途進捗報告書も提出するのではなく、月報やモニタリングシートでそのようなものを部分払いの実施状況の確認に用いていただけたらという認識でよいでしょうか？ (進捗報告書が必要ということであれば)、月報や半期報にプロジェクトの進捗状況を確認させていただいているので、それとタイミングを合わせて、部分払いを進めていただければ幸いです。 金利が上がったことでもあり、進捗の遅延などで各社も増えているので、そのような背景も踏まえて、部分払い前払いの請求を相殺をさせていただければと思っております。また、調達・派遣業務部だけでなく、事業部の方々とも協議をさせていただければありがたいと思っております。	基本的には、部分払いについては、その時点までの業務内容を説明できる、進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いをさせていただく形となります。 業務を取り囲む環境については認識しており、引き続きご相談しつつ、進めたいと思っています。
72	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	類似業務の経験	ガイドラインには「様式4-1(その1)では、過去10年以内の類似業務の実績を海外、国内を合わせて10件以上とし、並びに海外、国内に分けて、新しいものから順に記載してください」と記載されていますが、様式4-1の1のPDFとExcel両方とも、(原則として)過去10年以内のものを海外、国内合わせて20件以上とし、並びに海外、国内に分けて新しいものから順に記載」とあります。とありますが、ガイドライン本文かと思われるのですが、様式の修正をお願いできませんか？	承知いたしました。ガイドラインの記載と様式に齟齬がないよう致します。
73	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の経験・能力	評価対象業務従事予定者の経験について、「語学の設定資格の認定書の添付は不要です」と外語の認定書(写)の添付についてはプロポーザル提出時に不要と理解しましたが、取得学位・資格・研修実績の証明書(又は認定書)の写の添付も不要でしょうか。また不要の場合、それは単独型案件でも適用されますでしょうか。各種証明書の添付が不要であれば、その旨ガイドラインに記載いただければ幸いです。	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要となります。ガイドラインにも明記いたします。
74	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	語学能力の評価基準について、外国語の資格を申告できる場合においても、【●●語】で業務実績が3件以上と記載が必要でしょうか。またその場合、申告点数の数に加えて、プラスの評価になるのでしょうか。	語学資格をお持ちの場合はその資格の申告で締結ですが、業務経験についても記載いただいていた問題ありません。両方の記載があった場合、高い方の評価点で評価いたします。
75	2023年10月24日説明会	一般	適用範囲	スライド30でのご説明で、追って様式の修正版を掲載とおっしゃっていただきましたがいつ頃掲載されますでしょうか？ 現在公示中のものや公示日時点でアップされていない場合は、現時点で掲載されているもので準備し提出することで問題ないでしょうか？	問題ありません。差し替え版の掲載には一定期間を要しますので、それまでの間は現在掲載されている様式をご利用ください。
76	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル評価の視点	「要員計画/作業計画等の配点が従来より大幅に増加していますが、具体的に評価の視点はどのように変わりますか？	プロポーザル作成ガイドラインに各項目の評価基準について記載されていますので、ご確認ください。 評価の視点は特に変更はありません。今回、業務主任者(業務管理グループを含む)以外の業務従事者の評価を要員計画で評価するようにはなりましたが、従来よりその評価の観点、業務従事者の配置、担当分野、格付の構成、業務実施上重要な専門性や確保を評価するようになっております。
77	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	今までは英語の資格は10年以上経過した場合は評価の対象外でしたが、今後は語学資格・評価対象語学での業務経験は10年以上経過した場合も評価の対象になるのでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。
78	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務の実施方針、実施方法	「業務主任者(○)、副業務主任者(○)の○部分は同じ担当業務を入れてもいいという認識でよろしいでしょうか。またその場合、類似業務の経験については企画競争説明書の配点表に則って配点されるということ間違いないでしょうか。	業務主任者、副業務主任者は同じ担当業務でも、別の担当業務でも結構です。ご提案いただいた分野に基づき、類似業務経験を評価いたします。
79	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	様式の齟齬	プロポーザル作成ガイドラインP11の注12で業務実施契約(単独型)では、提案リストは作成不要とございますが、様式1-1-様式2-3及び様式5(PDF/320KB)、こちらの様式2-2では提案リストが残っているのですが、プロポーザル提出時、単独型では提案リストの添付は必要なのでしょうか。	単独型では提案リストは不要となります。様式を修正いたします。
80	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	語学取得後の経年による減点はありますか。それとも一度取得した場合は永続的に評価となりますでしょうか。	語学資格について経年による減点はございません。
81	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザルの体裁等	プロポーザルガイドラインの10ページにおいて、(サ)業務等従事経歴が様式4-5(その1)だけでは記載しきれない場合には、様式4-5(その2)に記載してください(上限10件)、とあり、これまで件数の上限規定はなかったと思うのですが、どのような経緯で10件以上を規定されたのか、教えていただけますでしょうか。	プロポーザル作成及び評価の合理化、簡素化の観点から上限を設けました。
82	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の経験・能力	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要という点について、評価対象である業務主任者は原則自身の身分の技術者ですが、様式2-1チェックリスト⑤と⑥に補償に係る同意書の有無をチェックすることになっており、どのような場合に補償同意書の添付が必要となりますか？ プロポーザル作成ガイドラインP5において、要員計画には評価対象者以外の氏名や所属先は記載しないことになっていますが、プロポ提出時点で従事予定の補償同意書全員分の補償同意書添付が必要なのでしょうか。	ご指摘の通りであり、評価対象外の業務従事者については所属先の記載がありませんので、補償同意書は不要です。 評価対象者が業務主任者、業務管理グループのみとなりますので、ご理解の通りです。
83	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	(単独型)業務従事予定者の経験・能力	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不要という点について、単独型でも、同様に説明書等の添付不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	類似業務の経験	様式4-1(その1)に記載する類似業務は過去10年以内とされているが、10年以上前の業務について記載した場合、評価されないでしょうか？評価される場合は、経過年数に応じて評価が減減されるのでしょうか？	10年以上前の業務については記載いただいても評価致しません。
85	2023年10月24日説明会	経理処理ガイドライン	契約内容の変更と権限	現在締結している契約を金額増額に伴い、契約変更を行う場合でも、26頁の「業務実施上の提示条件」等が適用となるのでしょうか。 また、その際どのように契約額を査定するのでしょうか。上限額の見積方法をご教示いただけますと幸いです。	変更契約については、当初契約の範囲内かどうかということが判断基準となります。変更金額については変更内容・業務量に応じて見積もった上で、それを確認いたします。 変更契約については、業務実施上の提示条件も含め、当初契約の範囲内外が基準となります。
86	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザルの体裁等	要員計画/作業計画等のページ数上限数17は、総合評価落札方式にも適用されるのでしょうか？ 以前のガイドラインは別途ペジ制限がございましたが、今回から変更になったということでしょうか。	今回の改訂に伴い、総合評価落札方式も別添資料9に記載のもので統一します。
87	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	評価対象言語での業務経験3件とありますが、案件の評価対象言語とは、その案件の企画説明書に記載のあります評価言語を指すのでしょうか。尚、仏語の項目でも、評価は英語であった場合に、通訳を介して仏語で業務を行った場合も業務経験として認められるのでしょうか。	仏語圏の案件で評価の語学は英語でも、実際に仏語で業務を行っていただければ、仏語の業務経験として認められます。
88	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル評価の視点	プロポーザルガイドラインP17 別添資料2の評価の視点の2)において、「共同企業体代表者は、企画競争説明書に明示した類似業務の実績について、構成員は、(企画競争説明書に明示した類似業務ではなく)担当(予定)業務の類似業務の実績について評価する。」という項目が追加されていたが、これはバックアップ体制にあたるのでしょうか？ また、構成員が担当予定業務の類似業務の実績について～とあるが、担当業務が複数ポジションにわたる場合はどうなりますでしょうか。それか一つの担当業務を選択し明示することになるのでしょうか。	ご指摘の通り、類似業務の類似です。ガイドラインを修正いたします。構成員で複数業務を担当する場合、最も中心になる分野として、記載いただければ幸いです。
89	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の経験・能力	最近10年の業務主任者経験(副業務主任者経験、JICA業務以外の主任経験を含む。)にプライオリティを置いて評価する。なお、過去5年間に前倒・後休・育児休業、及び介護休業の取得期間が明記されている場合には、右期間を加算した期間を評価対象とする(5年+休暇休業期間)と記載がありますが、旧ガイドラインは10年間でしたが、今回から5年に短縮されたということでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。10年の誤りですので、おてって修正版を掲載するよういたします。
90	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務管理グループ制度と若手育成	①業務管理グループ制度の概要から、対象契約という記載がなく、企画説明書に明記されるという点も削除されたが、これはすべての案件において適用可能という理解でよろしいでしょうか。 ②一方、業務管理グループを組んだ場合でも、若手育成加算が適用となるかどうかは案件により(業務主任者の格付が1号目安など)、企画説明書に記載され、記載がなければ加算はなしという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての企画競争を対象としますが、加算がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。

No.	説明会	関連施策	項目	質問	回答
91	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務管理グループ制度と若手育成加算	若手人材(35~45歳)とあるが、この期間に育休産休と取得していた場合、年齢は考慮してもらえるのでしょうか？	ご理解の通りです。業務管理グループはすべての契約を対象としますが、加点がある場合とない場合があり、企画競争説明書にその点記載されます。
92	2023年10月24日説明会	相談窓口の設置	様式の離離	JICA及びECFAへの相談メールアドレスにつきまして、@の前は「keiyaku sodan」(keiyakuとsodanの間はアンダーバー)で、それとも「keiyaku sodan」(同スペース)でしょうか。(PPTではメールアドレスに下線が引かれており、どちらかわかりませんでした)	「アンダーバー」となります。
93	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	等級格付け方法について昨日質問した際、給与水準の算出において賞与と残業代は国交省の単価に含まれないため考慮してないとの回答でしたが、国交省の単価規定を確認したところ、単価には以下が含まれており、昨日の説明と違います。単価には賞与相当額、退職金積立、労災保険、児童手当が含まれます。また、単価は所定労働時間内8時間当たりで計算されていますので、所定労働時間8時間未満については8時間換算する必要もあるかと思っています。昨日のJICA説明書の算出方法では給与水準が過小評価となって相当等級が下がりますので、計算方法について再確認して頂ければ幸いです。	承知いたしました。
94	2023年10月24日説明会	経理処理ガイドライン	様式の離離	2023年7月公示案件より1円単位での見積提出となっておりますが、電子入札の説明文では「千円未満切り捨て」と記載されています。電子入札も1円単位となったのであれば、修正をお願いします。	承知いたしました。
95	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	プロポーザルガイドラインの別添資料5「調査・派遣業務等が契約又は委嘱する案件の業務主任者及び業務従事者に適用する格付基準」の見方について、例えば、単独型で2号の従事経験が1件でもあれば、業務主任者で2号に相当する(その逆も然り)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	様式の離離	P30の注5を見ると案件により記載分量が異なる点とあるが、参照先が間違っているのではないのでしょうか。	ご指摘の通り注5は削除もれですので、追って注の番号を修正させていただきます。
97	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	(単独型)公示にかかる競争手続き	プロポーザル作成ガイドラインP38において、提出された簡易プロポーザルに記名、押印がないとき、という項目の新規置項目が削除されており、単独型では押印が必須という理解になります。その場合、なぜ単独型では押印が認められないのか理由を説明いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。現在は単独型の簡易プロポーザルも押印省略可能になっています(「コンサルタント等契約に係る見積書及び請求書の電子化」後援及び押印の取扱いについて「調査情報」JICA(2023年1月20日更新)をご覧ください。https://www.jica.go.jp/Resource/announce/announcement/guideline/consultant/202110118.html
98	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	(単独型)簡易プロポーザル提出の制限	プロポーザル作成ガイドラインP40において、失注とアヒングの項目が削除されていますが、評価結果の評価表(応募者の配点)の公表についてはどのようにされるのでしょうか。	7月1日以降の公示案件から、失注説明は取りやめ、交渉価格決定通知時の別紙による詳細点数を通知しております。詳細は「コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて」(2023.06.30付お知らせ)をご覧ください。https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023_20230630.html
99	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザルの体裁等	プロポーザル様式4-1その2、並びに様式4-5その3において、案件名が長く(複数案件)、契約期間が複数年にわたる場合、その部分と設定行を消化してしまうため、内容部分のみ文字数、行数制限していただきたいです。	ご意見として承りました。
100	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	(単独型)業務従事予定者の経験・能力	単独型でも、証明書等の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです
101	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	国交省の単価の説明資料として以下(資料3)には、賞与相当額を含む、時間外等の「割増賃金」は含まない(=割増分以外を含む)と記載されています。ご参考まで、https://www.mlit.go.jp/tcc/content/001587145.pdf	検討させていただきます。
102	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	語学能力の評価基準	語学資格の10年の縛りが無くなったことですが、実際の評価をされる際に、資格試験点と同じ場合、新しい試験日のほうが評価が高い、との理解でよろしいでしょうか。	今後は資格のみの確認となり、資格取得日による評価の差異はございません。
103	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務の実施方針、実施方法	従来業務調整員(調査業務を専任で行人材)は一般業務費で見ると整理していましたが、今般の改正により業務調整員を業務従事者に入れて提案する(=1月の消化対象とする)ことは可能でしょうか。	業務調整員については従来通り一般業務費に計上をお願い致します。業務従事者は専門分野を担当される技術者との整理です(そのうち各毎箇条となっております)。
104	2023年10月24日説明会	一般	ウェブサイトへの掲載	プロポーザル作成ガイドラインについては、変更箇所が赤字になっていないこととあり、変更箇所に基づかず書類を作成してしまう場合もあるかと思えます。今回の説明会の質疑応答の中で、初めて気づいた点もありました。ひな形とガイドラインに齟齬がある部分もあり、どちらが正か分からないところもあり、すでに公示されている案件もありません。早くその辺りの情報を公表してほしいので、プロポーザル提出内容に各社理解の相違が(は)あります。公正な評価がなされるように、二対照のほど、お願いいたします。	変更箇所について明示する工夫をいたします。
105	2023年10月24日説明会	特記仕様書の標準化	記載内容	特記仕様書の標準化、簡素化の方向性は良いが、業務の実施方法について簡素化したばかりは良いが、特に調査業務については、何を目的として、何を期して調査するのかわからない業務があります。具体的な工程の記載は簡素化したものの良いが、業務の目的は、これまでよりむしろ厚く書いていただいた方が、それに適した提案ができると思います。業務の目的がさきさんと設定されていれば、それに向けた最適な方法をコンサルタントとしては提案ができると思うので、明確なゴール、目的を記載していただければと思います。	特記仕様書の標準化・簡素化で、業務の目的は、スキーム共通の記載としております。標準化で今まで以上に拡大した形は、協力準備書、抜粋で、業務の目的が明確に決まっているものであり、そのような決まっているものは業務の目的は、スキーム共通の記載としております。他方、いただいたご意見は、基礎調査のような、目的が現状分析や今後の想定されるプロジェクトリスト作成等なので、スキームによって決まっているものに対するものを理解しました。そのようなものについて目的を明確にするべきというのは、ご指摘のとおりです。本来的に何を目的としているのかというものは効果的な部分でもあり、どの様に工夫ができるか、ご意見を踏まえて検討して参りたいと思います。
106	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	格付認定について、新しく3つの観点から認定する旨のご説明がありましたが、このうちの①「過去にJICA事業で同等の実績がある」、の評価の観点について、公示では3号だったが、年次評価されて年数が足りないもので4号で契約したという事例では、当該従事者の号数は3号と記載できるのでしょうか。	契約に規定する業務が実施できるのであれば、公示時点の格付けで契約します。これまで、経験年数が足りないため格付を低くして契約することがありましたが、今後は、選定後にプロポーザルに記載されていた号数より格付を下げた契約するということとはなりません。
107	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について、残業代や賞与については考慮しない、それは国交省の単価の算定基準に合わせたもの、という説明が23日にありました。国交省の単価設定でも賞与相当額のようなものも含まれていたと思うので、今一度確認したいと考えております。	国交省については、残業代は含まれません、というは明確に記載されています。賞与については、国交省では確かに算入されていますが、JICAでは、これまでのガイドラインでも、発注者・受注者の互いになるべく簡便に格付を算出したいというところを、今までも入れて、確認する形にさせていただいており、ほとんどこの方法で確認できると思っております。賞与を算入することで格付の号数が逆転するケースは少ないと思っております。簡便性で給与のみで判断したいと考えております。もし賞与があると逆転するという事例がございましたら、意見交換をさせていただき、その時点で検討してまいりたいとおもいます。
108	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務従事予定者の格付認定	今般の認定方法の②「経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シートでのように「レベル」はよいかイメージが湧きません。4号がこれまでご指摘があったら3号にするという明確な基準はあるのでしょうか。	プロポーザル作成ガイドライン別添資料5、格付基準にある自記の例、これに相当するところを定性的に判断いただき、その格付基準を満たす、第三者が読んで納得するような記載をいただくは結構です。①「JICA事業で同等以上の格付の実績がある」に比べて、より幅広い経験を積み、4号業務を行いつつも3号業務に相当する内容を実質的に持っているというように記載をいただく等、格付基準を満たしていると思えるようにしていただければ結構です。
109	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	業務の実施方針、実施方法	業務総括以外の業務従事者 業務の実施方針等で評価されると認識しましたが、提案する全員が評価されると認識でよろしいでしょうか。	責任配置は、全体の体制で評価させていただきます。各個人を評価するのではなく、個々の履歴書は付けていただかないものの、担当分野のどのような経験を果たした人員が対応するということを記載いただき、そのような記載を基に全体の体制評価をさせていただきます。
110	2023年10月24日説明会	一般	施策モニタリング	JICAについてもコンサルタントにも大きな制度改善という認識を持っており、ランサム契約について1年間の試行導入をしながらモニタリングと承知しています。特記仕様書の標準化についてもいくつか事例を順次作っていくことですが、中身がしっかりしていない、案件が同様に動かないので、特記仕様書の具の評価も行う必要があります。格付の認定が、監督職員の手に委ねられている状況、JICA職員のAさんとBさんとで評価が変わってくるご懸念もあります。多くの評価項目を集約して点数の差がつくようなことにならないもの、集約の仕方が適切で、点数の差がついていないか、さらにはランサム契約の導入についてJICAおよび受注者がランサム契約に指示に記載していない業務の指示、契約前の業務指示などのお粗末な事例もあり、この辺の事例もモニタリングをし、モニタリングの結果については、定期的に意見交換をさせていただければと思います。ECFAとしても、ランサム導入は、やはりかまう必要はありますが、上層部と意見交換をしておりますので、格付双方クライアントの形になるような形でいかに進めたいかというところを、是非ともモニタリングの結果については共有したいと思います。意見交換をさせていただきます、よりよい制度に作り上げたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。	施策効果のモニタリングにおいてはECFAの皆様にも協力いただきながら実施させていただきます。
111	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	プロポーザル等の標準評価配点	上層部の提示で業務内容を考えやすくなったもの、価格評価の観点から、上限価格の8割を指す出すが実際は、平均4.44なので、上層部を超える提案、定額計上を超える提案は別提案・別見積とご説明があったが、上層部を超えるものがないか、ご提案をさせていただいた上で、是非ともモニタリングの結果について共有したいと思います。	上層部の8割を指す提案とされることを防ぐため、上層部の中でできるだけ提案をいただいたよう、技術評価の方針に点数の重みを持たせ、メリハリをつけられるようにしました。価格点を適度に意識することなく、上層部でよりよい提案を行っていただき、上層部を超える場については、別提案別見積に出していただければと考えております。
112	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	類似業務の経験	10年以内の意味合いについて、案件開始時は10年より前であっても、契約履行期間が10年以内であれば評価いただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。
113	2023年10月24日説明会	技術評価・業務実施上の条件	類似業務の経験	10年前の類似業務案件で記載したものがある場合、ギリギリ10年超の場合でも、やはりもう少し完全に評価されないで切ったほうが良いという判断をしなければいけない可能性があるということでしょうか。	ご理解の通りです。